

兵庫自治学会規約

(名称)

第1条 本会は、兵庫自治学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、兵庫県及び県内の市町が主体的に取り組むべき行政課題について研究し、その政策形成活動を助長することによって、兵庫県政及び県内の市町行政の振興と地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表大会、シンポジウム等の開催
- (2) 学会誌及び会報の発行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員
本会の目的に賛同する兵庫県及び県内の市町の職員並びに兵庫県内に在住し、又は在勤する学識経験を有する者
- (2) 団体会員
兵庫県、県内の市町、兵庫県若しくは県内の市町が出資し、又は出捐する団体及び市町が構成する団体
- (3) 賛助会員
公共的な活動を行っている団体及び本会の目的に賛同する兵庫県内に在住し、又は在勤する個人

(入会)

第5条 入会申込みを受け付けた場合は、事務局を担当する代表運営委員の承認により、入会を認めるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、代表運営委員に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡又は解散したとき
 - (2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
 - (3) 所在不明等により連絡が取れないとき
- 3 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあった会員は、代表運営委員の協議により退会させることができる。

(役員の種別及び選任)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表運営委員 6人以内
 - (2) 運営委員 30人以内(代表運営委員を含む。)
 - (3) 監事 2人
- 2 運営委員及び監事は、総会において選任する。
ただし、運営委員又は監事が所属する組織の改正、人事異動等により、緊急に改選する必要が生じた場合は、代表運営委員の協議により選任することができる。
- 3 代表運営委員の協議により運営委員又は監事を選任したときは、総会において報告しなければならない。

- 4 代表運営委員は、運営委員の互選による。
- 5 運営委員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第8条 代表運営委員は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。
 - 3 監事は、会計及び会務の執行を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、特段の事情が生じた場合は、任期途中の場合においても、総会の決議により役員を変更することができる。

(名誉顧問、顧問及び評議員)

- 第10条 本会に、次の名誉顧問、顧問及び評議員を置く。
- (1) 名誉顧問 若干名
 - (2) 顧問 1人
 - (3) 評議員 30人以内
- 2 名誉顧問、顧問及び評議員は、代表運営委員が運営委員会に諮って委嘱する。
 - 3 名誉顧問、顧問及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(名誉顧問、顧問及び評議員の職務)

- 第11条 名誉顧問及び顧問は、重要な会務につき、代表運営委員の諮問に応じ、意見を述べる。
- 2 評議員は、評議員会を構成し、会務の運営について意見を述べる。
 - 3 第9条の規定は、評議員について準用する。

(部会)

- 第12条 会務の執行のため、運営委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会の運営に必要な事項は、代表運営委員の協議により定める。

(事務局)

- 第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に置く。

(総会)

- 第14条 総会は、個人会員と団体会員で構成する。
- 2 代表運営委員は、総会を毎年少なくとも一回招集しなければならない。
 - 3 代表運営委員は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の機能)

- 第15条 総会では、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (2) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議決)

- 第16条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 代表運営委員は、やむを得ない理由又は緊急の必要があるときは、書面により会員に賛否を求めて、総会の議決に代えることができる。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 代表運営委員は、必要と認めるときは、運営委員会を招集することができる。
- 3 代表運営委員は、運営委員の過半数の請求があったときは、運営委員会を招集しなければならない。
- 4 運営委員は、やむを得ない理由で運営委員会に出席できない場合、代理人を出席させることができる。

(運営委員会の権能)

第18条 運営委員会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 事業計画及び収支予算について議決したときは、総会において報告しなければならない。

(運営委員会の議決)

第19条 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数の同意をもって決する。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項の会費は、会費規則として別に定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第23条 本会が総会の議決に基づいて解散をする場合、個人会員及び団体会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(細則)

第24条 この規約の施行について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成5年11月6日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成13年9月29日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成15年9月27日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成20年9月23日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成22年10月2日から施行する。